

「次世代安全対策システム（シグナル検出製品）の導入に伴う医薬品安全対策
支援システム改修業務」参加要項

第1条 「次世代安全対策システム（シグナル検出製品）の導入に伴う医薬品安全対策支援システム改修業務」に参加を希望する者は、下記3に掲げる提出書類を下記5に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送により提出する場合は所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。

第2条 提出書類の記載にあたっては、下記4に留意して行うこと。

第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又はとり消しを行うことは出来ない。

第4条 「次世代安全対策システム（シグナル検出製品）の導入に伴う医薬品安全対策支援システム改修業務」に関する公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

- (1) 本要項の規定に違反する参加申し込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第5条 提出書類は、下記8のとおり審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅延なく参加者に対し通知する。

第6条 本要項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

記

1. 業務内容

件名：次世代安全対策システム（シグナル検出製品）の導入に伴う医薬品安全対策支援システム改修業務

2. 契約期間

契約締結日から令和9年12月31日まで

3. 提出書類・部数

企画書等(6、7の評価基準及び仕様書参照)CD-R等 2部(事業者名記載したもの、事業者名を記載しないもの各1部)

4. 留意事項

提出された企画書等提出書類に対する経費の支出は一切行わない。また、企画書等提出書類は返却しない。

企画書等提出書類には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、各参加者の企画書等は非公開とする。

事業者名無しの提出物については、事業者名、ロゴマーク及びコーポレートカラー等を一切記載せず、提出者が特定できないよう、最大限の配慮を行うこと。
(パンフレット、カタログ等は除く)

5. 提出場所・期限

(1) 提出場所・連絡先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル13階
独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報管理課
電話 : 03-3506-9482

(2) 提出期日

令和8年11月16日 17:00(必着)

(3) 提出方法

郵送または直年月出とし、提出期限までに到達しなかった申込書は無効とする。土曜日、日曜日及び休日の受付は行わない。

(4) 選定

(総合評価落札方式の場合)

価格点と技術点の合算で、最も点数の高かった事業者を選定する。

価格点及び技術点について、6及び7の評価基準に基づき選定する。

6. 価格点の評価基準

価格点の満点 $\times(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

7. 技術点の評価基準 評価基準書を参照すること。

8. プレゼンテーション及び入札の手順

(1) 価格入札を実施する。その結果、入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、その後の企画案プレゼンテーションに進めないものとする。

なお、プレゼンテーションの順番はこの時点で発表される。

ただし、入札をした全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度入札を実施する場合がある。

(2) 価格入札で入札価格が予定価格の範囲内であった参加者は、企画提案書に基づき、上記 7. の評価基準による評価を受けやすいようプレゼンテーションを20分程度行う。その際、事業者名は明かさず、A社・B社として実施する。

(3) 参加者は機構選定委員から質疑を受ける。質疑応答時間は15分程度とする。

(4) 選定委員は、上記(2)及び(3)の結果を審議する。

(5) 審議終了後、各選定委員は参加者の技術点数を投票用紙に記入し、投票する。

(6) 機構は、各参加者から提出された入札価格と機構算定の予定価格により、各参加者の価格点を決定する。

(7) 機構は、上記(5)(6)の合計点を算出し、最高点を得た参加者を選定する。

(8) 入札に際して、著しく低い価格の入札があった場合には落札を留保し、機構が調査を実施し、契約の履行ができないと認められる場合には、その者と契約を結ばず、次点の者を落札者として契約を結ぶこととする。